

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2)たな卸資産

商品

総平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。但し、平塚営業所に属する有形固定資産は定率法を採用しております。

(2)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3.重要な会計方針の変更

(1)リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(起業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以降開始する会計年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合による要支給額の当期発生額を計上しております。

5.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方法によっております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

190,000 株